

# 市民のスポーツ奨励棚村基金推奨金支給基準

## 第1 通則

南魚沼市民のスポーツ奨励棚村基金推奨金の支給については、この基準に定めるところによる。

## 第2 目的

この推奨金は、国内外で開催される大会、競技会等に出場又は参加が決まった南魚沼市在住の選手又は団体に、予算の範囲内において推奨金を支給することにより、選手の士気を高め、ひいては南魚沼市の体育スポーツの振興を図ることを目的とする。

## 第3 推奨金の支給

- 1 推奨金は、オリンピック、パラリンピック、世界選手権、その他の国際大会等及び国民スポーツ大会、全国高等学校体育大会、全国中学校体育大会、全日本選手権大会等に出場又は参加が決まった個人選手及び団体に支給する。
- 2 第3-1に該当する個人選手は、南魚沼市在住であり、個人競技において全国大会以上に出場又は参加が決まった選手をいう。また、市外団体に所属している場合については個人での申請を認める。
- 3 第3-1に該当する団体は、南魚沼市所在の団体であり団体競技においてブロック大会以上に出場又は参加が決まった団体をいう。
- 4 支給対象選手及び団体は、出場又は参加が決まった対象大会を故意又は重大な過失により出場しなかった場合、当該推奨金を返還しなければならない。ただし、自然災害等の不可抗力により対象大会が中止となった場合については、返還を求めない。

## 第4 推奨金の額

推奨金の額は、毎年度1大会につき1回1人（1団体）の額とし、別表のとおりとする。

## 第5 事務手続き等

- 1 推奨金を希望する個人選手又は団体は、別記様式による市民のスポーツ奨励棚村基金推奨金交付申請書及び該当調書1部を市長に提出しなければならない。ただし、対象大会に出場又は参加が決まった個人選手が高校生以下である場合は、その保護者を申請者とする。
- 2 推奨金交付は、口座振込によるものとする。支給対象選手が高校生以下である場合は、その保護者、団体の場合は、その団体の口座とする。ただし、団体が口座を開設していない場合や口座振込による交付が困難な場合に限り現金による交付を行うものとする。
- 3 市長は、推奨金の申請があったときは、推奨金支給の可否を決定し、個人又は団体の代表者に通知する。

## 附則

本基準は、南魚沼市競技スポーツ優秀選手激励費交付基準を統合整理し、平成18年4月1日から適応するものである。

## 附則

本基準は、令和5年12月1日から施行する。

別 表

番号	区分	推奨金支給の対象となる大会	推奨金の額	
			個人	団体(上限)
1	国際大会	オリンピック・パラリンピック スペシャルオリम्ピックス	10万円	20万円
		世界選手権・ワールドカップ等	7万円	
		アジア大会等	5万円	
		日本選抜強化合宿等	5万円	
2	国内大会	国民スポーツ大会	2万円	10万円
		全国高等学校体育大会・全国中学校体育大会 全日本選手権大会等	1万円	
		団体競技で県を代表してブロック大会出場		5万円
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>予選会なしで出場できる大会には支給しない。</u>ただし、ポイントやランキング、標準記録等により参加資格を得た大会等については支給する。</li> <li>・ スペシャルオリम्ピックス日本大会については、選手選出のためのトレーニングプログラムを予選会とみなす。</li> <li>・ <u>国内大会において、国民スポーツ大会を除く全国クラスの大会については、1人につき年間2大会までを支給上限とする。</u></li> <li>・ <u>国際大会において、1人につき年間2大会までを支給上限とする。ただし、国内大会と合わせて支給額は15万円を支給上限とする。</u></li> <li>・ 国内大会出場で推奨金の支給を受けた個人選手が国際大会に進んだ場合に支給される額は、別表1国際大会にかかる推奨金支給額、又は支給上限額15万円と全国大会出場支給額との差額とする。</li> <li>・ 団体の推奨金の額は、個人の推奨金の額に市内在住者の人数を乗じた額とし、団体の推奨金額を上限とする。個人額の記載のないブロック大会出場は5,000円/人で計算する。</li> <li>・ 競技団体、協会が複数ある場合については制限を設ける。</li> <li>・ ブロック大会出場で推奨金の支給を受けた団体が全国大会に進んだ場合に支給される額は、ブロック大会出場支給額と全国大会出場支給額との差額とする。</li> <li>・ 推奨金支給の可否については、必要に応じて南魚沼市民のスポーツ奨励棚村基金審査会棚村審査会委員に諮るものとする。</li> </ul>		